

登米市下水道事業経営戦略 新旧対照表

項	新(案)	旧(素案)	修正理由																																				
1	<p>1-2 位置づけ</p> <p>本<u>市</u>経営戦略は、本市の下水道事業について、国の下水道ビジョン、宮城県の「生活排水処理基本構想」などと整合を図りながら、「登米市第2次総合計画」のもと、中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置づけ、下水道関連施策の方針を定めるものです。</p> <p>なお、本<u>市</u>経営戦略は、総務省による「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において策定を要請されている「経営戦略」として記載すべき内容を踏まえたものとなっています。</p>	<p>1-2 位置づけ</p> <p>本<u>経</u>営戦略は、本市の下水道事業について、国の下水道ビジョン、宮城県の「生活排水処理基本構想」などと整合を図りながら、「登米市第2次総合計画」のもと、中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置づけ、下水道関連施策の方針を定めるものです。</p> <p>なお、本<u>経</u>営戦略は、総務省による「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において策定を要請されている「経営戦略」として記載すべき内容を踏まえたものとなっています。</p>	<p>・前述において、（以下「本市経営戦略」という。）としているため</p>																																				
4	<p>表 2-1 各事業の概要 (令和4年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共</th> <th>特環</th> <th><u>農集</u></th> <th>特排</th> <th>個排</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始年月 (供用開始後年数)</td> <td>H6.3 (28年)</td> <td>H10.3 (24年)</td> <td>S63.3 (34年)</td> <td>H14.8 (19年)</td> <td>H10.10 (23年)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共	特環	<u>農集</u>	特排	個排	供用開始年月 (供用開始後年数)	H6.3 (28年)	H10.3 (24年)	S63.3 (34年)	H14.8 (19年)	H10.10 (23年)	(略)						<p>表 2-1 各事業の概要 (令和4年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共</th> <th>特環</th> <th><u>農業</u></th> <th>特排</th> <th>個排</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始年月 (供用開始後年数)</td> <td>H6.3 (28年)</td> <td>H10.3 (24年)</td> <td>S63.3 (34年)</td> <td>H14.8 (19年)</td> <td>H10.10 (23年)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共	特環	<u>農業</u>	特排	個排	供用開始年月 (供用開始後年数)	H6.3 (28年)	H10.3 (24年)	S63.3 (34年)	H14.8 (19年)	H10.10 (23年)	(略)						<p>・略称表記の誤りのため</p>
項目	公共	特環	<u>農集</u>	特排	個排																																		
供用開始年月 (供用開始後年数)	H6.3 (28年)	H10.3 (24年)	S63.3 (34年)	H14.8 (19年)	H10.10 (23年)																																		
(略)																																							
項目	公共	特環	<u>農業</u>	特排	個排																																		
供用開始年月 (供用開始後年数)	H6.3 (28年)	H10.3 (24年)	S63.3 (34年)	H14.8 (19年)	H10.10 (23年)																																		
(略)																																							
6	<p>2-2 施設概要</p> <p>本市の下水道事業における施設の概要は、以下のとおりです。</p> <p>(1)管路の状況</p> <p>令和3年度末時点における本市の汚水管路の布設総延長は全体で626kmであり、そのうち公共下水道事業は約195km、特定環境保全公共下水道事業は約189km、農業集落排水事業は約242kmとなっています。</p> <p>マンホールポンプは、公共下水道事業で28箇所、特定環境保全公共下水道事業で81箇所<u> </u>、農業集落排水事業で262箇所あり、家庭<u>な</u><u>ど</u>から出る汚水を集めて処理施設に送っています。</p> <p>(略)</p>	<p>2-2 施設概要</p> <p>本市の下水道事業における施設の概要は、以下のとおりです。</p> <p>(1)管路の状況</p> <p>令和3年度末時点における本市の汚水管路の布設総延長は全体で626kmであり、そのうち公共下水道事業は約195km、特定環境保全公共下水道事業は約189km、農業集落排水事業は約242kmとなっています。</p> <p>マンホールポンプは、公共下水道事業で28箇所、特定環境保全公共下水道事業で81箇所<u>あり</u>、農業集落排水事業で262箇所あり、家庭<u> </u>から出る汚水を集めて処理施設に送っています。</p> <p>(略)</p>	<p>・文言修正</p>																																				

<p>30</p>	<p>(4)適正な使用料のあり方の検討</p> <p>汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率が100%となるよう、令和5年10月<u>検針分</u>から<u>使用料改定</u>を行います。改定後においては、経費回収率の動向や今後の経営状況及び社会経済情勢を把握し、下水道使用料の体系・金額が適正なものであるか<u>毎年度検証するとともに、使用料算定期間としている</u>4年ごとに使用料の見直しを行います。</p> <p>表 5-1 改定使用料金表（1か月あたり・税込）</p> <table border="1" data-bbox="371 548 1294 869"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>—</td> <td>1,573円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料 (1 m³につき)</td> <td>1 m³から 10 m³</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>11 m³から 50 m³</td> <td>217円</td> </tr> <tr> <td>51 m³から 100 m³</td> <td>228円</td> </tr> <tr> <td>100 m³から 400 m³</td> <td>232円</td> </tr> <tr> <td>401 m³以上</td> <td>244円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※令和5年10月検針分から令和6年9月検針分までの使用料については、激変緩和措置を行う。</u></p>	区分	排出汚水量	使用料	基本使用料	—	1,573円	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50円	11 m ³ から 50 m ³	217円	51 m ³ から 100 m ³	228円	100 m ³ から 400 m ³	232円	401 m ³ 以上	244円	<p>(4)適正な使用料のあり方の検討</p> <p>汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率が100%となるよう、令和5年10月_____から<u>料金改定</u>を行います。改定後においては、経費回収率の動向や今後の経営状況及び社会経済情勢を把握し、下水道使用料の体系・金額が適正なものであるか<u>定期的に検証し</u>4年ごとに使用料の見直しを行います。</p> <p>表 5-1 改定使用料金表（1か月あたり・税込）</p> <table border="1" data-bbox="1478 501 2401 825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>—</td> <td>1,573円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料 (1 m³につき)</td> <td>1 m³から 10 m³</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>11 m³から 50 m³</td> <td>217円</td> </tr> <tr> <td>51 m³から 100 m³</td> <td>228円</td> </tr> <tr> <td>100 m³から 400 m³</td> <td>232円</td> </tr> <tr> <td>401 m³以上</td> <td>244円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	排出汚水量	使用料	基本使用料	—	1,573円	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50円	11 m ³ から 50 m ³	217円	51 m ³ から 100 m ³	228円	100 m ³ から 400 m ³	232円	401 m ³ 以上	244円	<p>・文言修正</p> <p>・激変緩和措置の追記</p>
区分	排出汚水量	使用料																																			
基本使用料	—	1,573円																																			
従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50円																																			
	11 m ³ から 50 m ³	217円																																			
	51 m ³ から 100 m ³	228円																																			
	100 m ³ から 400 m ³	232円																																			
	401 m ³ 以上	244円																																			
区分	排出汚水量	使用料																																			
基本使用料	—	1,573円																																			
従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50円																																			
	11 m ³ から 50 m ³	217円																																			
	51 m ³ から 100 m ³	228円																																			
	100 m ³ から 400 m ³	232円																																			
	401 m ³ 以上	244円																																			
<p>31</p>	<p>5-2-2 適正な施設の管理及び汚水処理施設統廃合計画の策定・実施</p> <p>処理施設については、老朽化の現状を的確に把握し、長寿命化及び機能強化を行っていくとともに、人口減少を見据えながら施設規模の適正化を図っていきます。また、特に処理施設が<u>小規模で分散</u>している農業集落排水事業においては、各施設の処理能力に対する処理水量や近隣処理施設の状況などを勘案し、令和5年度に<u>施設統廃合計画</u>を策定します。さらに、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への編入などについても検証し、合理化を進めていきます。</p> <p>(略)</p> <p>5-2-4 危機管理体制の強化</p> <p>台風や_____豪雨などにより、各地で下水道施設の浸水被害が発生しています。災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による市民生活等への影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフト両面による下水道施設の_____浸水対策を実施する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>5-2-2 適正な施設の管理及び汚水処理施設統廃合計画の策定・実施</p> <p>処理施設については、老朽化の現状を的確に把握し、長寿命化及び機能強化を行っていくとともに、人口減少を見据えながら施設規模の適正化を図っていきます。また、特に処理施設が<u>点在</u>している農業集落排水事業においては、各施設の処理能力に対する処理水量や近隣処理施設の状況などを勘案し、令和5年度に<u>施設の統廃合計画</u>を策定します。さらに、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への編入などについても検証し、合理化を進めていきます。</p> <p>(略)</p> <p>5-2-4 危機管理体制の強化</p> <p>台風や<u>近年の</u>豪雨などにより、各地で下水道施設の浸水被害が発生しています。災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による市民生活等への影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフト両面による下水道施設の<u>施設</u>浸水対策を実施する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>・文言修正</p>																																		

33	<p>6-1 投資計画</p> <p>公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業においては、令和5年度に汚水管渠整備が概成する予定です。以降については、浄化槽の新規整備（年80基程度）を継続していきます。また、雨水管路整備は、令和6年度完成予定です。</p> <p>改築更新については、平成24年度に「登米市農業集落排水施設最適整備構想」を、令和元年度に「登米市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定しており、計画的に改築更新を行っています。今後策定予定の <u> </u> 施設統廃合計画との整合性を図り、計画の見直し等を行いながら効率的に改築更新を行っていきます。</p>		<p>6-1 投資計画</p> <p>公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業においては、令和5年度に汚水管渠整備が概成する予定です。以降については、浄化槽の新規整備（年80基程度）を継続していきます。また、雨水管路整備は、令和6年度完成予定です。</p> <p>改築更新については、平成24年度に「登米市農業集落排水施設最適整備構想」を、令和元年度に「登米市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定しており、計画的に改築更新を行っています。今後策定予定の <u>汚水処理</u> 施設統廃合計画との整合性を図り、計画の見直し等を行いながら効率的に改築更新を行っていきます。</p>	<p>・文言削除</p>																
42	<table border="1" data-bbox="231 661 1299 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 661 516 703">用語</th> <th data-bbox="516 661 1299 703">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="231 703 1299 793" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 793 516 934"> <small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益 </td> <td data-bbox="516 793 1299 934"> <u> </u> 受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="231 934 1299 1024" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		用語	解説	(略)		<small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益	<u> </u> 受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。	(略)		<table border="1" data-bbox="1335 661 2418 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="1335 661 1620 703">用語</th> <th data-bbox="1620 661 2418 703">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1335 703 2418 793" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 793 1620 934"> <small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益 </td> <td data-bbox="1620 793 2418 934"> <u>銀行口座</u> の受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1335 934 2418 1024" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	(略)		<small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益	<u>銀行口座</u> の受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。	(略)		<p>・文言削除</p>
用語	解説																			
(略)																				
<small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益	<u> </u> 受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。																			
(略)																				
用語	解説																			
(略)																				
<small>えいぎょうがいしゆうえき</small> 営業外収益	<u>銀行口座</u> の受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。																			
(略)																				